

定 期 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告
組 織 及 び 運 営 の 合 理 化 に 資 す る た め の 意 見

令和6年8月

邑南町監査委員

目 次

定期監査の結果に関する報告

第1	監査の概要	1
1	監査対象	1
2	監査期間	1
3	監査項目	1
4	監査方法	1
第2	監査の結果	1
1	監査の結果及び指摘事項	1
	(1) 業務委託契約の執行状況調査	1
	(2) 定期監査、決算審査等における懸案、指摘事項等に関する措置状況調査	2

意 見

組織及び運営の合理化に資するための意見	3
---------------------	---

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査対象

一般会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険直営診療所事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計、電気通信事業特別会計、水道事業会計

2 監査期間

令和6年6月24日（月）、6月25日（火）、6月26日（水）の3日間

3 監査項目（本庁関係課、各支所を対象）

（1）業務委託契約の執行状況調査（前回定期監査の継続調査）

（令和5年度業務委託契約事務執行状況（500万円以上））

（2）定期監査、決算審査等における懸案、指摘事項等に関する措置状況調査

4 監査の方法

関係書類及び諸帳簿等を照合するとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第2 監査の結果

1 監査の結果及び指摘事項

各課から提出された定期監査資料の関係諸帳簿、書類等を点検監査した結果、監査の詳細は以下のとおりである。

なお指摘事項、指示事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、地方自治法第199条第14項の規定による措置状況の通知を行っていただきたい。

（1）業務委託契約の執行状況調査

ア 監査結果

・令和5年に執行された500万円以上の業務委託事業について、契約締結時の事務を前回の定期監査で調査したが、今回は追加の業務委託事業や実績確定時の事務処理が適切に行われているか調査した。

（単位：件）

	委託業務数	うち 長期契約	契約方法		備 考
			競争	随契	
前回調査分	69	6	13	56	
今回追加分	5		2	3	
合 計	74	6	15	59	

- ・随意契約59件中ほとんどの57件が、契約理由が地方自治法施行令167条の2第1項2号「性質又は目的が競争入札に適しないもの」で、うちプロポーザルが2件あった。
- ・実績確定時の事務処理について、74件中8件は明許繰越のためこれを除く66件が実績報告や金額の確定行為が行われているか調査した。
- ・業務受託者からの実績報告は、業務独自の書式による報告や、「邑南町業務委託検査規程」による「業務委託完了届」が提出されており特に問題はなかった。
- ・委託額の確定行為は、「業務委託完了検査調書」または、「業務委託完了検査復命書」で行われており最終金額も明記されているが、一部の返還が生じた業務において、受託者への金額周知が十分でないと思われるものが見受けられた。

イ 指摘事項

- ・特になし

ウ 指示事項

- ・放課後児童健全育成事業において、8受託者ごとに概算払いがされている委託契約書の額と収支決算書による委託額との差異が生じている。これにより返還が生じているがこの通知がされてなく、会計上の納入通知書のみとなっているので最終確定行為は必要ないか。また変更契約書は必要ないか。

(医療福祉政策課)

(2) 定期監査、決算審査等における懸案、指摘事項等に関する措置状況調査

ア 監査結果

- ・今までの定期監査等で指摘、指示した事項の未回答事項について、その後の措置状況を聴取した。
- ・措置状況は別紙のとおり回答があり、これについて以下の基準で判断した。
 - (1) 効果的な改善措置が講じられたことを評価し一層の推進を期待
 - (2) 改善措置に向けて具体的に着手されており、今後の状況を見守る
 - (3) 改善措置がまだ不十分で引き続き改善を進められたい。
- ・措置状況の回答件数は以下のとおりである。

	指摘事項	指示事項
令和6年1月定期監査	2件	6件
〃 5年6月 〃	1件	4件
〃 5年2月 〃	1件	3件
〃 2年6月 〃	0件	1件
合 計	4件	14件

イ 指示事項

- ・改善措置は速やかに報告すること

※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 町に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は「指摘」とする場合がある。

※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

組織及び運営の合理化に資するための意見

特になし

監査結果に係る措置状況報告書

令和6年8月

邑南町監査委員

令和 6 年 1 月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監 査 意 見	措 置 状 況
1.町税・使用料・負担金の未収金の状況 【指示事項】 ・債務者の実情を調査し、引き続き徴収に向け努力されたい。 (資産経営課) (財務課)	・過年度未収金について、債権管理条例に基づき共有できる情報は各支所と共有し、滞納者との連絡を密にし収納率の向上に努めているところです。引き続き債権管理条例に基づき、適正に事務を行い、未収金の徴収に努めるとともに、現年分について新規の未納者を増やさないよう努めていきます。(資産経営課) 判断基準(2) ・過年度未収金について、債権管理条例に基づき共有できる情報は共有し、納税者の状況等を確認しながら滞納整理に努めているところです。 今年度も「破産手続廃止決定」「相続放棄」のあったものについては不納欠損処理を行う予定です。 引き続き過年度未収金の徴収に努めるとともに、現年分の滞納整理にも努め過年度未収金を増やさないよう努めていきます。(財務課) 判断基準(2)
2.町所管公用車の管理状況調査 【指示事項】 ・邑南町公用車管理規則（平成16年10月1日規則第8号）について、様式等現状に合わせ改正されたい。 (資産経営課) ・使用されていない公用車については積極的に廃車手続きをされたい。 (資産経営課)	・公用車管理規則については、現状に併せ改正を行います。(資産経営課) 判断基準(2) ・公用車の適正な管理を行い、未使用車両については廃車を進めて行きたい。 (資産経営課) 判断基準(2)

3.町が出資する団体の決算状況調査

【指摘事項】

- ・社会福祉法人おおなん福祉会については、令和4年度決算審査において出資対象外の法人であることが判明しており、定期監査における監査対象団体等から除外したが、監査日時点では投資その他資産のままとなっており、適正な処理を求める。

(財務課)

【指示事項】

- ・合同会社アグリサポートおーなんについては、地方自治法第199条第7項に定める出資金の1/4以上を出資する団体で、決算書における監査の着眼点の項目については適正であったが、出資金の約93%を占める本町の現物出資の評価等については、試査による監査では出資金額の適否の確認は出来ないが、可能な限りの出資金の評価について精査が求められる。

(産業支援課)

- ・おおなんきらりエネルギー株式会社については、地方自治法第199条第7項に定める出資金の1/4以上を出資する団体で、設立直後の事業年度で、事業収益が無く必要経費を短期借入金で補ったことで当期純損失となっているが、事業運営における財務状況は注視が求められる。

(地域みらい課)

4.定期監査、決算審査等における懸案、指摘事項等に関する措置状況調査

【指摘事項】

- ・過去の出資は「寄付金」または「補助金」的な扱いと考えて、権利が残る「出資金」という財産は適当でないため消滅させる等、適正な措置を求める。

(財務課)

- ・社会福祉法人おおなん福祉会については、議会に対して、第1回目の報告を行った。今年度中に出資による権利についての整理を行うこととしている。(財務課)

判断基準(2)

- ・合同会社は、持分会社であり出資者の全員が有限責任となります。有限責任は出資金の範囲内において責任を負うこととなっています。(産業支援課)

判断基準(3)

- ・おおなんきらりエネルギー株式会社について、第3期決算を求め経営状況等をヒヤリングを行い資料とともに報告する。

概要としては、第3期は事業売上が徐々に計上されており、今年度1,672千円の売電収入がある。経常利益は前年同期と比較して4,837千円増加した。キャッシュフローを注視し、業務支援を継続する。(地域みらい課)

判断基準(2)

- ・社会福祉法人おおなん福祉会については、議会に対して、第1回目の報告を行った。今年度中に出資による権利についての整理を行うこととしている。(財務課)

判断基準(2)

5.公有財産における管理事務体制

【指示事項】

・ 公有財産における管理事務体制について、早急に関係課で協議を進め、体制を構築すること。

(総務課・財務課・建設課)

・ 令和6年度に、資産経営課が設置された。資産経営課、財務課で調整し、固定資産台帳と公有財産台帳の整合性を図り、令和7年度からシステム導入をすることも検討し、一元管理を行なう。(財務課)

判断基準(2)

・ 令和6年度より、「資産経営課」が新たに設置されたことにより、「邑南町公共施設等総合管理計画」や個別施設計画を踏まえ、施設の縮減を進めていきます。また、公会計導入後の固定資産台帳と公有財産台帳を精査し、一定の時間は要すると思いますが、一元化した財産の整理を行い、財務課と情報を共有しながら固定資産台帳の精度を高めていきます。

(資産経営課)

判断基準(2)

令和5年6月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監 査 意 見	措 置 状 況
1.公有財産である土地、建物の現況調査 【指摘事項】 ・借受けている土地の第三者への転貸について早急に善処されたい（3事案5契約書） （建設課・総務課・資産経営課） 【指示事項】 ・普通財産使用料の対価として環境整備業務をもって相殺している事案について、業務費の積算を適切に行い、受領すべき処理、支払うべき処理として執行すべきである。 （医療福祉政策課）	・町は原契約を解除するよう努めていますが、以前、町営住宅を用途廃止し、売却した際の経緯があり、その際、町が地権者と建物所有者の間に入って賃貸借契約をした経緯があります。 土地の地権者又は家の所有者の間で土地の分筆が完了できれば、土地所有者と建物所有者の間で賃貸借契約や売買契約が締結できますが、これに関する地番の分筆には多額の費用がかかるため、なかなか話が前に進まない状況になっています。 地権者の方に、町が借受けている土地の第三者への転貸については、解消すべきなので、ご理解いただき、個人間同士で賃貸借契約を締結していくよう善処します。（資産経営課） 判断基準（3） ・当該普通財産の貸付については、今年度から貸付部分の環境整備に関する費用の見積を徴した上で町が積算した金額と比較して処理を行うようにしています。今年度については、環境整備に関する費用が使用料を若干上回る結果となっていますが、申請者がその部分を上回る金額を請求しないとのことで結果として相殺という形となりました。今後も毎年見積を徴した上で適切な処理を行っていきます。 （医療福祉政策課） 判断基準（1）

・長年未利用の財産について、様々な経過、理由があるが、ホームページ等で売却処分等の広報はされているものの、できるだけ早期の処分を望む。

(総務課・産業支援課)

2.使用料の減免状況調査

・公民館施設の使用料について、書面での使用申込書は早急に提出を求めるとともに、免除できる利用が頻繁なため件数が多くて減免申請書が省略されるのはやむを得なくても、利用申込書によりこの時点で減免の是非を決定し、このことを利用者に伝えるべきである。

(学びのまち総務課)

・令和6年3月議会定例において邑南町堆肥化処理施設条例の一部改正する議案（予備調整施設の廃止）を提出し可決されています。産業支援課の普通財産に用途を変更し民間業者に貸付を行います。（産業支援課）

判断基準（1）

・邑南町ふれあい体験農園休憩所・倉庫の土地について、相続人が相続放棄しています。他の相続人の聞き取りや建物の処分に向けて他の手法を模索しています。（産業支援課）

判断基準（2）

・令和6年度から定期利用団体について、年間活動契約書を添付し、年間の利用申請及び減免申請を提出いただいている。
利用許可及び減免の是非を審議のうえ決定したもののについては、決定通知を申請者に交付している。（学びのまち総務課）

判断基準（1）

令和 5 年 2 月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監 査 意 見	措 置 状 況
1.町税、使用料、負担金等の未収金の状況 【指示事項】 ・町税、使用料、負担金等の未収金について、債務者の実情を調査し、引き続き徴収に向け努力されたい。 (関係課)	・教職員住宅の使用料未納者に対し、引き続き徴収に向けて支払いの催促を促す。 (学びのまち総務課) 判断基準 (2) ・過年度未収金について、債権管理条例に基づき共有できる情報は共有し、納税者の状況等を確認しながら滞納整理に努めているところです。 今年度も「破産手続廃止決定」「相続放棄」のあったものについては不納欠損処理を行う予定です。 引き続き過年度未収金の徴収に努めるとともに、現年分の滞納整理にも努め過年度未収金を増やさないよう努めていきます。 (財務課) 判断基準 (2)
2.職員が事務執行を兼ねる任意団体等の事務執行調査 ・職員が任意団体等の事務処理を行うことについては、事務処理を行う事の適否を町長が承認するとともに、その事務処理方法等を定めることが求められる。 ・前述に基づく事務処理は、帳票、出納簿の作成を基本とし、複数者のチェック体制を徹底されたい。 (関係課)	・任意団体の事務を担当する場合の事務及び会計取扱要領を作成し、令和 5 年 5 月 1 日から施行することとしました。これにより町が担任すべき業務に関連があるもので、事前に町長の決裁を受け、その事務を担当することについての責任を明らかにしようとするものです。(総務課から一括回答) 判断基準 (1) ・要領作成後の周知が遅くなったので、まだ、手続きが完了していないところもありますが、徐々に手続きが完了していくものと思います。(総務課から一括回答) 判断基準 (2) ・総務課分、伺い文確認済み。 判断基準 (1)

	・任意団体の事務を担当する場合の事務及び会計取扱要領に基づき、事務を担当することについて町長の決裁を受けたうえで、事務処理については帳票等の作成に努めて複数者のチェック体制を徹底し処理を行っているところです。(産業支援課) 判断基準（１）
３．町が出資している町内所在団体の決算状況調査 【指摘事項】 ・社会福祉法人おおなん福社会に対する邑南町からの出資金について、同法人の経理上の扱いと、邑南町の公有財産について調査検討され報告されたい。 (財務課)	・社会福祉法人おおなん福社会については、議会に対して、第１回目の報告を行った。今年度中に出資による権利についての整理を行うこととしている。(財務課) 判断基準（２）

令和 2 年 6 月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監 査 意 見	措 置 状 況
1.基金の現況 【指示事項】 ・(定)奨学基金 基金総額に対して令和元年度末の貸付総額の割合が23.5%と低い。一層の制度の周知を図られたい。	・ 邑南町奨学基金条例施行規則を令和 6 年 4 月 1 日に改正し、邑南町以外が実施する奨学金との併用を可能とし、貸与月額上限の引き上げを行いました。向学心を持ちながら経済的理由によって就学が困難な方への支援として、引き続き制度の周知と奨学金事業を実施します。(学びのまち総務課) 判断基準 (1) (2)

※注釈：地方自治法 199 条第 14 項では、「措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。